

## 遺族年金支払特約について

積立期間中に被保険者が亡くなられた場合に、(災害)死亡保険金を年金基金に充当し、年金または一括で受け取れる特約です。また遺族年金受取を継承する「後継年金受取人」をあらかじめご指定いただくことにより、「年金受取人」が亡くなられた場合、未払年金があれば「後継年金受取人」が継続して年金または一括で受け取ることができます。

- この特約は、ご契約時もしくは積立期間中に、ご契約者の申し出により付加することができます。
- この特約の付加に際しては、保険料はかかりません。

### 従来の「年金払特約」との違い

- Point 1 年金の種類・受取期間が拡大
- Point 2 年金受取までの待ち期間が短縮 (年金払特約は 1 年後)
- Point 3 後継年金受取人の指定が可能

		年金払特約	遺族年金支払特約
手続き		継続して付加される場合、手続きは不要	必要*1
保険料		なし*2	なし*2
年金の種類		確定年金	確定年金、保証期間付終身年金
年金受取期間	確定年金	5年・10年・15年・20年・25年・30年から選択	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択
	保証期間付終身年金	— (取り扱いなし)	終身 (保証期間: 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択)
第 1 回目の年金受取		年金基金設定日の 1 年後*3	年金基金設定日*3
遺族年金受取人死亡のときの取り扱い		法定相続人が未払年金を一時金で受け取る	引き続きの年金受取を継承する「後継年金受取人」を指定可能

\*1 遺族年金支払特約は、主契約締結の際および主契約継続中は保険契約者の申し出により、死亡保険金または災害死亡保険金の支払事由発生後はその受取人の申し出により締結することができます。

\*2 第 1 回目の年金受取から、年金管理費 (年金額 × 1%) をご負担頂きます。

\*3 死亡保険金等の請求書類が必要となります。

### 【遺族年金支払特約のイメージ図】 「被保険者・年金受取人：夫」「死亡保険金受取人：妻」の場合

